

(案)

業 務 請 負 契 約 書

- 1 業 務 名 太田川流域下水道東部浄化センター
I系水処理施設No. 17水中攪拌機ほか修繕業務
- 2 業 務 場 所 広島市南区向洋沖町1番1号
- 3 業 務 期 間 令和 年 月 日 から 令和9年6月30日 まで
- 4 業務を実施しない日 別紙「一 般 事 項」のとおり
業務を実施しない時間
- 5 請 負 金 額
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額)
(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」とは、消費税法及び
地方税法の規定により算出したもので、請負金額に110分の10を
乗じて得た額である。
- 6 契 約 保 証 金 免除する。
- 7 業 務 内 容 別添仕様書のとおり。
- 8 代 金 の 支 払 前金払い及び部分払いは行わない。完了払いとする。
- 9 機密情報の保護 受注者は、業務を行うため機密情報を取り扱うに当たっては、
別記「機密情報取扱特記事項」を守らなければならない。また、機密情報を電磁的記録で取り扱うに当たっては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。
- 10 特約条項
履行期間にかかわらず、令和9年度の当該契約に係る発注者の収入支出予算の減額
又は削除があった場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて
請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その
1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 広島市南区向洋沖町1番1号
公益財団法人広島県下水道公社
理 事 長 上 仲 孝 昌

受注者